

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令案について

1 制定の趣旨

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「協定」という。）に関する必要な措置を定めるため、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和 5 年法律第 27 号。以下「法」という。）が公布され、協定の効力発生の日から施行することとされた。

法第 17 条第 1 項及び第 18 条ただし書において、特殊海事損害（協定第 23 条第 6 項(c)に規定する損害であって同条第 5 項の規定の適用を受けないものをいう。以下同じ。）に係る賠償の請求についての援助に関する事項を政令で定めることとされたことから、本政令を制定するもの。

2 概要

(1) 訴訟の援助の申請等（第 1 条関係）

法第 17 条第 1 項の規定により、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について、国が必要な援助を行うことができるところ、特殊海事損害を被った者が訴訟の援助を受けようとする場合には、防衛大臣にその旨を申請すること等について規定するものである。

(2) 訴訟の援助の範囲（第 2 条関係）

法第 17 条第 1 項の規定により、政府は訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができることとなるところ、訴訟の援助の範囲に関して規定するものである。

(3) 訴訟の援助を行わない場合（第 3 条関係）

法第 17 条第 1 項の規定により、政府は訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができることとなるところ、訴訟の援助の範囲に関し、訴訟の援助及び訴訟費用の立替えを行わない場合の要件につい

て規定するものである。

(4) 償還金の支払の猶予等の申請等（第4条関係）

法第18条ただし書の規定により、償還金の支払の猶予等ができることとなる
ところ、償還金の支払の猶予等を受けようとする場合には、防衛大臣にその
旨を申請すること等について規定するものである。

(5) 償還金の支払の猶予（第5条関係）

法第18条ただし書の規定により、償還金の支払の猶予等ができることとな
るところ、国が債務者に償還金の支払の猶予を行う場合の要件について規定す
るものである。

(6) 償還金の分割支払（第6条関係）

法第18条ただし書の規定により、償還金の支払の猶予等ができることとな
るところ、国が償還金の支払の猶予を行う場合に、償還金の額を分割して支払
期限を定めることができることを規定するものである。

(7) 支払期限後における償還金の支払の猶予（第7条関係）

法第18条ただし書の規定により、償還金の支払の猶予等ができることとな
るところ、支払期限到来後においても償還金の支払の猶予を行うことができる
こと等について規定するものである。

(8) 立替金の償還の免除（第8条関係）

法第18条ただし書の規定により、立替金の全部若しくは一部の償還を免除
することができることとなるところ、国が立替金の償還の免除ができる場合の
要件について規定するものである。

(9) 財務大臣への協議（第9条関係）

法第18条ただし書の規定による償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免
除をしようとする場合の財務大臣への協議について規定するものである。

3 施行期日

法の施行の日